

# お米を輸入される方へ

- 海外から日本へお米を輸入する場合には、主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律・関税法等の規定により、所定の輸入納付金及び関税を政府に納める必要があります。
- ただし、個人用（輸入される方自身が消費するもの）としてお米を輸入する場合には、個人用物品の一般的な免税規定のほかに、過去1年間のお米の輸入数量が100kg以下であることについて、農林水産省に届出をして確認を受けることにより、輸入納付金及び関税の免除を受けることができます。
- 国際宅配便や国際郵便で輸入する場合、日本に入国する際に携帯品又は別送品として輸入する場合等、輸入納付金及び関税の免除を受けるためにはこの届出が必要です。
- なお、届出を行わなかったり、虚偽の届出を行った場合には、法令の定めにより20万円以下の過料に処される場合がありますのでご注意ください。

## 具体的な届出の方法

○事前にお近くの地方農政局等で届出することができます。地方農政局等で用意している届出用紙に必要事項を記入し、届出をしてください。その際、運転免許証などご本人の住所・氏名を確認できるものをご提示願います。

事前に届出をせずに海外でお米を買ってこられた方は、到着した港または空港の植物検疫カウンターに届出用紙を用意しておりますので、その場で必要事項を記入し、届出をしてください。その際、パスポートなどご本人の住所・氏名を確認できるものをご提示願います。

別送品については、入国後、地方農政局等に届出を行うか、植物検疫をお受けになる植物防疫所で届出を行ってください。

○その場で過去1年間のお米の輸入数量を確認の上、届出用紙の「税関提出用」と「本人控え用」の2枚をお返しします。

※過去1年間のお米の輸入数量が100kgを超える場合には、輸入納付金の納付手続きが必要です。詳しくは地方農政局等へお問合せください。

○通関手続をされる際に、届出用紙の「税関提出用」を税関の担当者へ提出してください。